

入構禁止措置の解除と対面授業一部開始について

2020年5月29日

1. 学生の登校

- (ア) 6月1日(月)から、学生の入構禁止措置を解除する。
- (イ) 6月21日(日)までを第一ステージとし、学部生(卒研究生を含む)については、**一週間に登校できる回数を原則として最大2回までに制限する。**
- (ウ) 学部生(卒研究生を含む)の登校する日は、受講する対面授業等を考慮して、大学が指定する。指定日以外の登校は、事前に申し出て許可を得なければならない。一方、大学院生の登校回数には、特に制限を設けない。
- (エ) **以下に該当する場合は登校を自粛し、その旨をコロナ対策本部にメールで連絡すること。**事前の連絡があったものについては、対面授業の欠席を公欠扱いとする。
 - ① 感染が疑われる自覚症状がある。
 - ② 感染や濃厚接触、海外からの帰国等の理由により、保健所や主治医から外出を制限されている。

2. 登校する際の遵守事項

- (ア) **自宅を出る前に健康チェック**を行い、別途Gmailで通知するGoogleフォームの**チェックシートに記入、送信する。**
- (イ) 入構の際に**大学正門で学生証による本人確認**を行う。**チェックシートの記入がない場合は、入構を許可しない。**
- (ウ) **正門から入構することができる時間帯は、原則として午前8:30～午後1:30とする。**また、学内での予定された活動が終了した後は、速やかに退構すること。
- (エ) 入構時には、手指の消毒を行う。
- (オ) 大学構内では、飲食等やむを得ない場合を除き、**必ずマスクを着用する。**
- (カ) 大学構内では、許可された場所以外には立ち寄らない。
- (キ) 常にソーシャルディスタンスを意識した行動をとる。特に食事の際には、他者と近距離で対面し会話するなどのないよう気を付ける。
- (ク) 授業に出席する際は、感染防止についての教員からの指示に従う。

3. 対面授業の実施と感染防止策

- (ア) 一部授業の対面実施を、6月8日(月)から開始する。
- (イ) 教室の換気のため、窓や扉を2か所以上、常時あるいは1時間に1～2回10分程度開放する。
- (ウ) 学生が着席する際は、互いの間隔を十分とるようにする。
- (エ) 教員も必ずマスクを着用し、話をする際は学生から2m以上の距離をとる。
- (オ) 着席する机以外の場所には、できるだけ手を触れないようにする。
- (カ) PC等の機器を使用する際は、布製の作業用手袋(大学から支給)を着用する。
- (キ) 扉の取手など不特定多数が触れる可能性が高い場所は、こまめに消毒する。

4. 研究活動

(ア) 大学院生および研究員が研究活動のために登校することは、特に制限しない。ただし、校内での行動には2. の遵守事項、研究室での活動においては3. の感染防止策に留意し、指導教員の指示に従うこと。

5. 学内施設・設備の利用

(ア) 登校した学生が学内でオンライン授業を受講する際は、あらかじめ指定された教室あるいは共用PC室等を利用する。

(イ) 図書館は貸出のみの対応とし、館内での閲覧や学修等のための長時間の滞在は認めない。

(ウ) 食堂、学内コンビニ、湘南ブレックファスト(0円朝食)等の営業予定については、大学公式Webサイトで別途通知する。

6. その他

(ア) 部活動やSITチャレンジ活動については、第一ステージの間は自粛を求める。

(イ) 就職活動に関わる登校については、就職課からの指示に従うこと。

以上